

九州大学基幹教育科目実施班等細則

平成26年度九大細則第28号
制定：平成27年 3月30日
最終改正：令和3年 4月30日
(令和3年度九大細則第2号)

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学基幹教育実施規程（平成26年度九大規程第159号）第4条第4項の規定に基づき、基幹教育科目実施班（以下「科目実施班」という。）の名称その他必要な事項について定めるものとする。

(名称及び構成)

第2条 科目実施班の名称は、次のとおりとする。

- (1) 基幹教育セミナー班
- (2) 課題協学科目班
- (3) 英語科目班
- (4) 初修外国語科目班
- (5) 日本語科目班
- (6) 文系ディシプリン科目班
- (7) 理系ディシプリン科目班
- (8) サイバーセキュリティ科目班
- (9) 健康・スポーツ科目班
- (10) 総合科目・高年次基幹教育科目班
- (11) 修学アンケート班
- (12) 教職科目調整班

2 九州大学教育企画委員会規程（平成26年度九大規程第155号）第6条第1項に規定する基幹教育実施会議（以下「実施会議」という。）が必要と認める場合は、科目実施班に、基幹教育科目の特性に応じた詳細な調査・検討を行わせるため、専門チームを設置することができる。

(構成員)

第3条 科目実施班は、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 基幹教育院の専任教員のうちから基幹教育院長が指名する者
- (2) 当該授業科目区分の授業担当部局の教員のうちから実施会議が必要と認めた者

2 科目実施班には、各学部の教員のうちから実施会議が必要と認めた者を構成員に加えることができる。

(任務)

第4条 科目実施班は、次に掲げる事項について、調査・検討を行う。

- (1) 基幹教育科目の教育内容、教育方法、成績評価の基準
- (2) 基幹教育科目の各授業科目を担当する授業担当教員の配置
- (3) 共通シラバス、教材、教科書
- (4) 授業アンケートの実施
- (5) その他基幹教育科目の教育内容・教育方法等に関すること

(連絡会議)

第5条 科目実施班間の共通事項に係る連絡・調整を行わせるため、科目実施班連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 連絡会議は、各科目実施班の班長をもって組織する。

3 連絡会議が必要と認めた場合は、各科目実施班の構成員を連絡会議に出席させることができる。

第6条 この細則に定めるもののほか、科目実施班及び連絡会議の運営に関し必要な事項は、基

幹教育院長が別に定める。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大細則第10号）

この細則は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大細則第2号）

この細則は、平成29年10月23日から施行する。

附 則（令和3年度九大細則第2号）

この細則は、令和3年5月1日から施行する。